

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年 8月 22日

横浜市契約事務受任者
港北区長 漆原順一

1 契約の概要

緊急対策工事一式(流動化処理土打設工、仮設工)

2 履行(納品)場所

港北区仲手原一丁目7番14号地先

3 契約日

令和5年6月22日

4 履行日又は履行期間

令和5年6月22日 ~ 令和5年7月5日

5 契約金額

9,900,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

名称:株式会社本多組

代表取締役 本多 孝行

所在:横浜市港北区新吉田町25

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和5年6月22日に港北区仲手原一丁目7番14号地先、私道と民地間の法面道路区域内に空洞を発見しました。空洞の大きさは人が入れるほどの大きさでしたが土砂崩落の恐れがあるため中に入っての調査が困難でした。

したがって空洞の範囲が不明であり、また付近に下水管や水道管もないことから陥没の原因も不明でした。

空洞は道路区域内から私道の方へ広がっており、道路陥没の危険性が懸念され、また陥没箇所ののり面が崩れている状況が見られたために早急にこれを埋める必要があると判断しました。

8 契約の相手方の選定理由

舗装工事を主としている応急業者に電話をし、緊急工事の依頼をしましたが施工可能な業者がおらず、近隣で工事をしていた株式会社本多組へ依頼したところ、施工方法の検討や対応が迅速にできることを確認しました。

このことから、株式会社本多組が応急復旧作業を最も迅速に行えると判断し、緊急口頭契約を行いました。

9 所管課

港北区港北土木事務所